

令和8年3月31日

香芝市長 三橋和史様

香芝市議会議長 筒井 寛  
【質問者： 青木 恒子】

## 質 問 状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答して下さい。

### 公共交通料金値上げ反対署名簿と利用申請者名簿の照会に関する質問

#### (質問の趣旨)

直近の公共交通運賃改定に際し、市民から提出された値上げ反対署名の取り扱い方について、行政側が保有する利用申請者登録名簿との照会が行われたとの疑義が生じています。これは個人情報の保護及び市民の政治的意思表明の自由に関わる重大な事案であると考え、以下の点について市長の見解を問います。

#### (質問事項)

##### 1 事実関係の確認について

提出された1620筆の反対署名の氏名・住所を、市が公共交通運営のため保有する「利用申請者登録名簿」と照会（突き合わせ）した事実はあるか。ある場合は、その目的、実施期間及び決定した責任者を明らかにされたい。

##### 2 個人情報保護法との整合性について

「利用申請者登録名簿」は、運行管理や予約業務を目的として収集されたものである。署名簿との照会は、収集時の目的外利用にあたるのではないか。個人情報の保護に関する法律第69条における「利用及び提供の制限」の例外規定のどれに該当すると判断したのか、法的根拠を伺いたい。

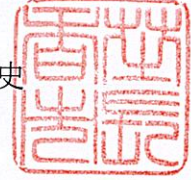
##### 3 市民の権利保障と信頼回復について

署名は憲法上の権利に基づく請願権、政治的意思表明である。行政が反対意見を持つ市民を特定するような行為は、市民に監視の懸念を抱かせ、正当な活動を萎縮させる恐れがある。この点についての認識と、今後の個人情報運用の適正化に向けた具体的対策を伺いたい。

香都交第24号  
令和8年 4月20日

香芝市議会議員 筒井寛様

香芝市長 三橋和史



文書質問に対する回答書の送付について

令和8年3月31日付け青木恒子議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

## 青木恒子議員提出の文書質問に対する回答書

### 1 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、令和8年2月17日までに提出された「デマンドタクシー値上げに反対する要望書」に記載された氏名及び住所について、都市政策交通課が保有するデマンド交通利用者の登録情報と対照し、その内容を確認した事実はある。

その目的は、令和8年3月16日香芝市議会定例会において説明したとおり、デマンド交通の運営において要望書の内容を踏まえて課題や方向性を検討するためである。実施期間は令和8年3月3日から同月4日までである。

お尋ねの「責任者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、前記確認の実施は本市として決定したものであり、当該決定したことを含めて市政の最終的な責任者は市長である。

### 2 について

都市政策交通課がデマンド交通の利用者と要望書に添付された署名簿を対照して、デマンド交通の利用者のうち何名の方が要望しているかを確認することは、デマンド交通の運営において要望書の内容を踏まえた課題や方向性を適切に検討する上で重要であると考えられたことから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第2号の「所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」に該当するものと判断した。

### 3 について

御指摘のような市民の権利を侵害し、信頼を損ねたという事実は全くない。

令和8年2月17日までに提出された「デマンドタクシー値上げに反対する要望書」に記載された氏名及び住所について、都市政策交通課が保有するデマンド交通利用者の登録情報と対照し、その内容を確認したことについては、デマンド交通の運営において要望書の内容を踏まえた課題や方向性を適切に検討し、より適正な運営を図るために、法令の範囲内で適切に処理したものである。